

【公拡法第5条による申出】

1. 公拡法第5条の概要

土地の所有者が、一定面積以上の苫小牧市内の土地を苫小牧市等を買取りを希望するときは、苫小牧市長に申し出ることができます。

2. 申し出が必要な場合とは

都市計画区域内に所在する200㎡以上の土地を所有する場合

3. 申出の手続について

(1) 申出をして頂いた場合、下記の期間、申出をした土地を第三者に譲渡することはできません。

①買取協議を行う旨の通知があった場合は、その通知があった日から起算して3週間以内。

②買取を希望しない旨の通知があった場合は、その日まで。

③上記以外の場合は、届出した日から起算して3週間以内。

(2) 申出をして頂いた後、苫小牧市等の地方公共団体等が、その土地を公共施設の整備等に必要なもの判断しますと、優先的に土地の所有者と協議（買取協議）を行います。

※買取協議は、天災、重病、海外出張など、やむを得ない理由がなければ拒否することはできません。ただし、協議を整わせなければならないということではありません。

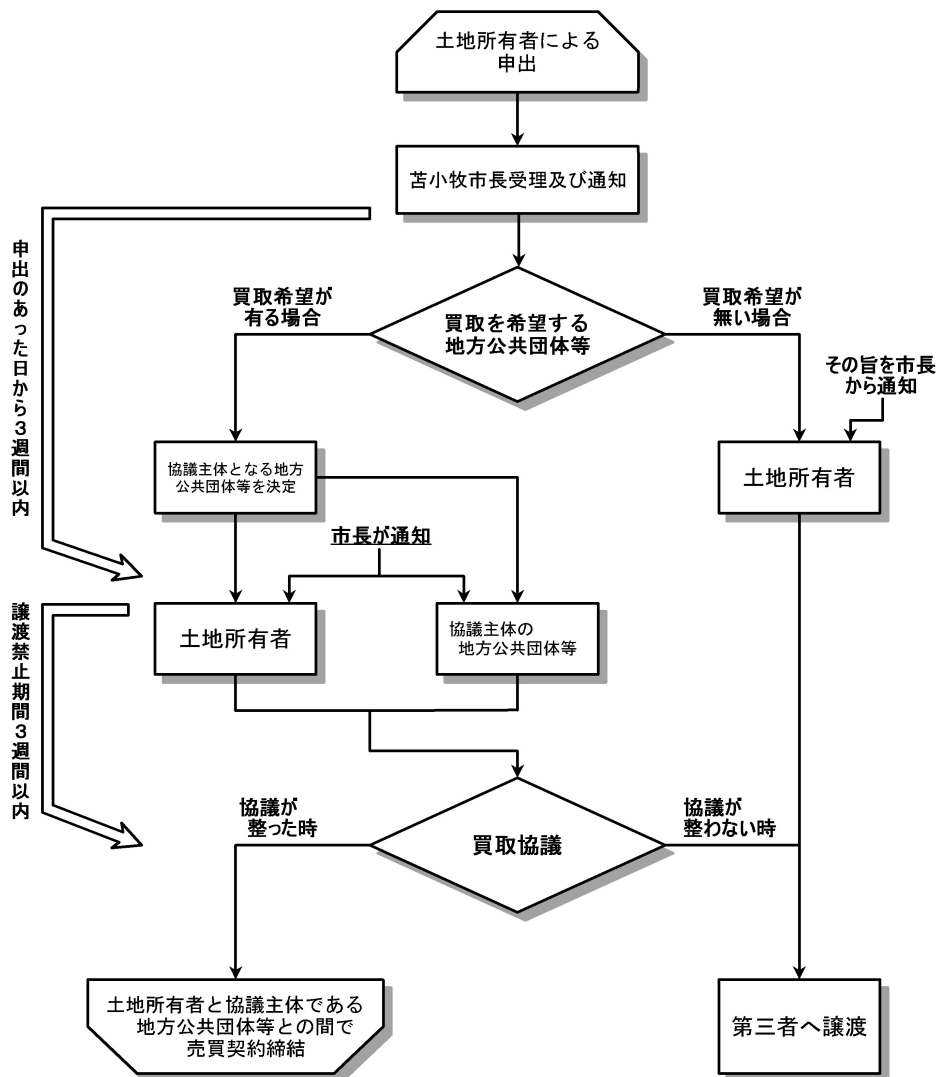
※土地の買取は強制的なものではありません。また、必ず買取するという制度でもありません。

(3) 買取協議が合意に達すれば、その土地を買取らせていただきます。

※買取協議の結果、契約するか否かは土地所有者の任意に委ねられます。

(4) 買取希望のない場合は、すみやかにその旨をお知らせします。

公拡法による申し出手順のフロー図



4. 税制上の優遇措置について

公拡法の適用により契約が成立しますと、税法上の特例措置（譲渡所得から1、500万円の特別控除）を受けられる場合があります。（棚卸資産等を除く。）
※税務署との協議が別途必要です。

5. 申出に関する罰則について（公拡法第32条）

譲渡制限期間内に土地を譲り渡した者は、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

6. 申出書の提出方法について

(1) 申出に必要な書類について

- ①「土地買取希望申出書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ②「位置図」又は「現況図」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③「地積測量図」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ④「公図」又は「地番図」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ⑤「全部事項証明書」（土地）（建物）の写し・・・・・・・・1部
- ⑥「委任状」（代理人が申出する場合）・・・・・・・・・・1部

(2) 書類の提出先について

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市財政部行財政改革推進室管財担当（市役所6階）

TEL 0144-32-6225